

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
1	6月1日	概要説明資料	61	社内規程に基づいてどのような体制で評価プロセスのチェックを行ったか説明すること。	審査会合における指摘/質問事項の回答-No. 2のとおり。	8月31日	
1-2	10月10日	指摘事項回答資料	4	原子力監査(内部監査)について、QMS文書の体系を補足説明資料に追加すること。また、原子力監査について評価書本文に記載すること。	「高浜3号炉_補足説明資料(共通事項)P13~15」へ記載する。 「高浜4号炉_補足説明資料(共通事項)P13~15」へ記載する。 また、評価書本文の「3. 1 評価の実施に係る組織」に以下のとおり追記する方針である。 【修正方針】 なお、高経年化技術評価を含む高経年化対策業務については、経営監査室による原子力監査の(必要に応じて監査を受ける)仕組みの中で、適切に業務プロセスを遂行している。		
2	6月1日	概要説明資料	42 70~71	30年目の長期施設管理方針の実績および有効性評価の結果、並びに経年劣化傾向の評価の30年目と40年目の差異について個別の事象の説明に合わせて説明すること。	個別事象毎に説明する。		
3	7月24日	本冊	15	b. 系統レベルの保全活動管理指標に関する記載の「UA時間が2系統で目標値を逸脱している設備があった」について、どのような事象であったか説明すること。予防保全であるのに不適合管理対象になったことについても説明すること	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-1のとおり。	8月31日	8月31日
4	7月24日	本冊	19	11頁下から10行目で「社長が実施方針を定める」こと、同頁下から7行目で「長期保守管理方針に従い保全を実施することを同方針に反映している」ことが記載されているが、19頁保全活動概要表で長期施設方針と施設管理方針の関係について説明すること。同表にその関係性が示されていない(矢印がない)理由を説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-6のとおり。	9月15日	9月15日

高浜3, 4号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(共通事項)

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
5	7月24日	本冊 補足説明資料(共通)	23 2	本冊23頁に申請予定日の変更に伴い、調査期間を変更して再度承認を行った旨の記載があるが、補足説明資料2頁のフローに従うと、原子力発電安全委員会の再審議が必要にあると考えるが、当該委員会との関係を説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-2のとおり。	8月31日	8月31日
6	7月24日	本冊	26	PLM実施者と独立した立場のものが品質保証を実施している旨、6/1審査会合において事業者から回答があった。しかし、それが26頁の体制表に記載されていない。体制表に品質保証部門が明確に記載されていないことの妥当性についてを説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-3のとおり。	8月31日	8月31日
7	7月24日	本冊	28	消耗品及び定期取替品について、選定方法や結果を具体的に説明すること。	共通事項補足説明資料 別紙3のとおり。	8月31日	8月31日
8	7月24日	本冊	30	高浜発電所3, 4号炉の高経年化対策の検討では、「高経年化対策の検討で、新たに考慮した主な運転経験はなかった」と記載しているが、最新の知見である、「仏国ペルビル2号炉 制御棒駆動機構のサーマルスリーブの摩耗(2017年12月)」、「大飯発電所3号炉 加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示(2020年8月)」については、日常管理劣化事象一覧の中に記載がある。最近の先行機評価書ではこれらを最新の運転経験として記載している場合が多い。運転経験について高浜3/4号炉劣化状況評価書への反映のプロセスについて説明すること。  高経年化対策上着目すべき経年劣化事象とはならなくても、最新知見で新たに考慮し検討した運転経験があるなら、新たな運転経験を収集し検討していることを明示するために、主な運転経験の検討事例を記載してはどうか。	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-4のとおり。	9月15日	9月15日

高浜3, 4号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(共通事項)

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
9	7月24日	本冊	30	検討対象とした文書は1例だけとなっているが、他に検討した情報があるのであれば具体的に説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-5のとおり。	9月15日	9月15日
10	10月10日	審査会合資料 (共通)	8	30年目～40年目の設工認をリストアップし、技術基準適合に係るものを識別した上で補足説明資料に記載すること。	「高浜3号炉_補足説明資料(共通事項)別紙9」 「高浜4号炉_補足説明資料(共通事項)別紙9」 を追加記載する。		
11	10月10日	審査会合資料 (共通)	-	蒸気発生器取替に伴う影響確認実施を長期施設管理方針とするか検討すること	長期施設管理計画とする。 「審査会合における指摘/質問事項の回答」に記載のとおり。		
12	10月10日	審査会合資料 (共通)	16	国外の運転経験について、米国NRC以外の情報も対象であることを総括評価書に記載すること。	左記について、審査会合資料(共通)P16の※書きの内容を総括評価書に記載する。		
13	10月10日	審査会合資料 (共通)	16	運転経験・最新知見について、どのようなプロセス(仕組み・体制)で情報を収集したのか補足説明資料に記載すること。	「高浜3号炉_補足説明資料(共通事項)P18」 「高浜4号炉_補足説明資料(共通事項)P18」 へ記載する。		